

# 公 示

## 次期評議員候補者推薦について

学校法人工学院大学評議員選任規程第6条の規定に基づき、次期評議員候補者の推薦を下記のとおり受け付けます。

### 記

#### 1. 次期評議員候補者及び推薦者区分について

(1)次期評議員候補となれる者及び推薦することができる者は下表のとおりです。

評議員区分	候補者	推薦者
教職員評議員	専任教職員	専任教職員
卒業生評議員	この法人の設置する学校及びその前身である学校の卒業生（以下「卒業生」という。）で年齢満25年以上の者	卒業生で年齢満20年以上の者
有識者評議員	寄附行為第8条第3号に掲げる有識者のうち3人。ただし、現にこの法人の役員又は職員（この法人の設置する学校の校長、教員その他の職員を含む。）である者を除く。なお、評議員が再任される場合において、当該評議員がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときは、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす	理事会
	寄附行為第8条第3号に掲げる有識者のうち7人。ただし、現にこの法人の役員又は職員（この法人の設置する学校の校長、教員その他の職員を含む。）である者を除く。なお、評議員が再任される場合において、当該評議員がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときは、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす	理事、評議員、専任教職員、卒業生で年齢満20年以上の者

(2)1人の推薦者が推薦できる人数は、1人です。

(3)理事及び評議員である者は、有識者評議員の区分に限り推薦できます。

(4)自薦及び立候補は認めません。

(5)専任教職員のうち労働契約に期間の定めがある者（助教を除く。）は、推薦者及び候補者となることができません。

(6)(1)に規定する資格は、公示日現在とします。ただし、就任日において教職員の身分を持たない者は、教職員評議員の候補者となることができません。

(次ページへ続く)

## 2. 提出書類

(1)次期評議員候補者を推薦する場合は、推薦者の連名により候補者の同意を得て、次の書類を事務局に提出してください。

①学校法人工学院大学評議員候補者推薦書・同意書

②学校法人工学院大学第24期評議員候補者経歴書

③学校法人工学院大学第24期評議員候補者推薦理由書

(2)提出書類は学園ホームページまたはKu-portからダウンロードしてください。

(3)提出期間及び場所は次のとおりです。

①日 時 2020年1月17日（金）～1月31日（金）9時～17時  
（日曜・祝日と11時45分～12時45分は除く）

②提出方法 すべての資料を提出場所に持参してください。

『②学校法人工学院大学第24期評議員候補者経歴書』及び『③学校法人工学院大学第24期評議員候補者推薦理由書』は指定のメールアドレスへも送付してください。

③提出場所 新宿キャンパス 13階 総務・人事部総務課

(4)その他

提出期間内にすべての書類が提出されていない場合、推薦は無効となります。

## 3. 候補者の公示について

推薦書類の提出期間が終了した後、次期評議員候補者氏名を公示します。

## 4. 次期評議員の選任について

次期評議員候補者として推薦された方については、現評議員の投票及び評議員会での決議を行い、得票順により各区分10名（有識者区分の理事会推薦候補者3名は信任投票による）が次期評議員、各区分2名が補欠となります。

## 5. 次期評議員の任期について

2019年度決算及び事業の報告に関する評議員会の終結の時から、2022年度決算及び事業の報告に関する評議員会の終結の時までとなります。

## 6. 事務局 総務・人事部総務課

2020年1月10日  
学校法人工学院大学